昭和八年

（月報番號第一四六號）

No. 15

小作爭議調査表

（昭和九年二月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因
企救郡松ヶ江村吉志	地主 生野サヨ外十四名 小作人 中島金蔵外廿三名	ナシ	小作人側は昭和八年度稲作は風水害の為相当の被害ありとの理由にて六割乃至八割の減額を要求せんと組合の応援を得しえが交渉をしたるも地主は不当として一蹴したるに因る。

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和八年十二月二十九日	昭和九年二月二七日	田 十二町六段三畝	日農九州合盟会松ヶ江支部

要求事項	
要求事項	昭和八年度小作料六割乃至八割減額要求
經過	日農九州聯合主事稲富稜人の指導に係り一月廿日小作調停の申請す。一月廿五、六両日松ヶ江村役場にて調停委員会を開催の結果地主中生野正吉外六名、小作人宮崎由蔵外十二名は解決し外地主[illegible]名小作人九名は示談解決することとなり生野レニ外[illegible]名と関係[illegible] 一月廿五、六日松ヶ江村役場に於ける第一回調停委員会開催の結果一部解決 二月八日第二回調停委員会開催
結果	第一回調停委員会の分 最高金免乃至四割減にて解決 第二回調停委員会 最高五割五歩乃至一割七歩減 第三回調停委員会に於て解決す（最高五割五分乃至二[illegible]減）

備考	

財團法人協調會福岡出張所